

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 2026年 6 月26日

【会社名】 株式会社タカギセイコー

【英訳名】 TAKAGI SEIKO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高 木 章 裕

【本店の所在の場所】 富山県高岡市二塚322番地の3

【電話番号】 0766-24-5522（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 沖 孝 則

【最寄りの連絡場所】 富山県高岡市二塚322番地の3

【電話番号】 0766-24-5522（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 沖 孝 則

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、2026年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### イ 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円

総額 69,974,825円

##### ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月25日

#### 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役に高木章裕、仲安吉成、沖孝則、笹倉康史、植田浩、白木みどり、谷川正人の7氏が選任されました。

#### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役に久郷秀則、伏見俊行、鶴岡義久の3氏が選任されました。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件 | 決議の結果および<br>賛成割合<br>(%) |          |
|-------|------------|------------|------------|------|-------------------------|----------|
| 第1号議案 | 19,706     | 78         | 0          | (注)1 | 可決 99.61                |          |
| 第2号議案 | 高木 章裕      | 19,660     | 124        | 0    | (注)2                    | 可決 98.37 |
|       | 仲安 吉成      | 19,658     | 126        | 0    |                         | 可決 98.36 |
|       | 沖 孝則       | 19,658     | 126        | 0    |                         | 可決 98.36 |
|       | 笹倉 康史      | 19,659     | 125        | 0    |                         | 可決 98.37 |
|       | 植田 浩       | 19,660     | 124        | 0    |                         | 可決 98.37 |
|       | 白木 みどり     | 19,661     | 123        | 0    |                         | 可決 98.38 |
|       | 谷川 正人      | 19,660     | 124        | 0    |                         | 可決 98.37 |
| 第3号議案 | 久郷 秀則      | 19,661     | 123        | 0    | (注)2                    | 可決 98.38 |
|       | 伏見 俊行      | 19,650     | 134        | 0    |                         | 可決 98.32 |
|       | 鶴岡 義久      | 19,658     | 126        | 0    |                         | 可決 98.36 |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認が

できていない議決権数は加算しておりません。